

野洲市の都市計画

(概要)



令和6年6月

野洲市都市建設部都市計画課

目 次

1. 野洲市の概況	1
2. 都市づくりの基本方針	2
3. 都市計画区域の沿革	5
4. 用途地域	6
5. 都市計画決定の状況	7
6. 景観まちづくり	12

※滋賀の都市計画2023より抜粋

※その他データは市所有データを加工

1. 野洲市の概況

(1) 位置

野洲市は、滋賀県の南西部に位置し、西は守山市・栗東市、南は湖南市、東は竜王町、北は近江八幡市と接し、日本最大の湖である琵琶湖に面している。面積は琵琶湖を含み80.15km²のまちです。

(2) 都市計画区域

滋賀県では、本市を含む6市(野洲市・大津市・草津市・守山市・栗東市・湖南市)で「大津湖南都市計画区域」を形成しています。

大津湖南都市計画区域は、京阪神都市圏の外縁に位置し、将来的な人口減少が予想されるなかにおいても住宅や宅地に対する需要は旺盛なものがあります。

このため、都市機能の更新、強化及び生活環境の改善により、魅力ある都市としての整備が期待されている地域です。



(3) 人口(国勢調査人口)

本市(旧野洲町・旧中主町)の人口は、昭和60年に42,478人であったのが、平成17年には49,486人、平成22年には49,955人となり、令和2年では50,513人となり、この35年間に約8千4百人増加しています。

■ 人口・世帯員数 実績

	総人口(人)	世帯数(世帯)	平均世帯員数(人)
昭和50年	32,513	7,841	4.15
昭和55年	38,144	9,539	4.00
昭和60年	42,478	10,920	3.89
平成2年	43,671	11,765	3.71
平成7年	45,865	13,190	3.48
平成12年	48,326	15,170	3.19
平成17年	49,486	16,589	2.98
平成22年	49,955	17,476	2.86
平成27年	49,889	18,143	2.75
令和2年	50,513	19,659	2.57

2. 都市づくりの基本方針

(1) 野洲市まちづくり基本条例(前文・一部抜粋)

人が「生きる」原点として、人類が獲得し、さらに発展させるべき「人権」や限りある地球の「環境」に普遍的な価値を置き、「私たちのまちを、私たちのために、私たちが自らつくる」という気概で、一人一人の知恵や力を合わせ、みんなでよりよいまちに育てていくことが大切です。

(2) 将来都市像

- ・多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち(総合計画)
- ・活力ある都市と豊かな自然が調和したにぎわいとやすらぎのあるまち(マスタープラン)

(3) まちづくりの基本方針

■子育て・教育・人権

- ・地域全体で次世代を育てる、より良い環境の中で、親が安心して子育てし、子どもが健全に育つまちをめざします。
- ・誰もが、生涯にわたって学び続け、その成果が地域の活力やつながりの形成に生かされ、学びの好循環が生まれるまちをめざします。
- ・すべての市民がお互いを尊重し合い、多様性を認め合いながら、ともに生きるまちをめざします。

■福祉・生活

- ・誰もが自身の心と体の健康に関心を持って生きがいつくりや健康増進に取り組める環境を整えるとともに、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供されるまちをめざします。
- ・誰もが住み慣れた地域の中で社会的役割を担い、つながりを保ちながら、自分らしく生活できる「地域共生社会」の実現に向け、互いに支え合い、ともに安心して生活ができるまちをめざします。
- ・事業者や地域と連携した包括的な相談支援体制の整備を図り、生活上の諸課題を抱える人が安心して暮らせるまちをめざします。

■産業・観光・歴史文化

- ・地域の特性を踏まえた商工業の活性化や、持続可能で安定した農林水産業の経営を推進し、地域経済が活性化し、市民生活が充実したまちをめざします。
- ・豊かな自然や歴史等の地域資源を生かした、野洲市ならではの体験や学びの情報発信や、ニーズに対応する新たな観光資源の掘り起こしを進め、多くの人々が訪れ、楽しめるまちをめざします。
- ・地域資源を生かした地域ブランドの創出や、商工業・農業・観光・歴史文化等分野を超えた交流や連携を進め、多様な人々の関わりが生まれるまちをめざします。

■環境・都市計画・都市基盤整備

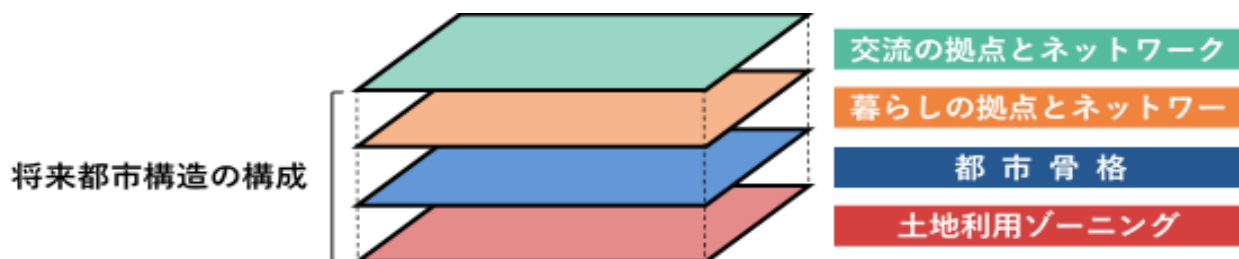
- ・里山から河川、琵琶湖までの連続する豊かな自然環境が守られるまちをめざします。
- ・「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方のもと、必要な都市機能が市街地拠点において確保され、公共交通等のネットワークで結ばれるまちをめざします。
- ・豊かな自然環境を守りつつ、地域特性に合わせた快適な都市環境を確保し、安全で安心なまちをめざします。
- ・激甚化する台風等の自然災害への対応として、ハード・ソフト両面で災害に強いまちをめざします。

■市民活動・行財政運営

- ・市民がまちづくりに参加しやすい環境をつくり、市民と行政の協働による暮らしやすいまちをめざします。
- ・行政が持つ様々な情報を市民と共有し、透明性が高く、効果的・効率的に行財政が運営されるまちをめざします。

(4) 将来都市構造

将来都市構造は、以下の4つの層(レイヤー)を重ねてできた、将来の都市構造をあらわすものです。都市計画マスタープランの長期目標である20～30年後の野洲市の姿であり、野洲市の土地利用や施設配置等の基本となります。



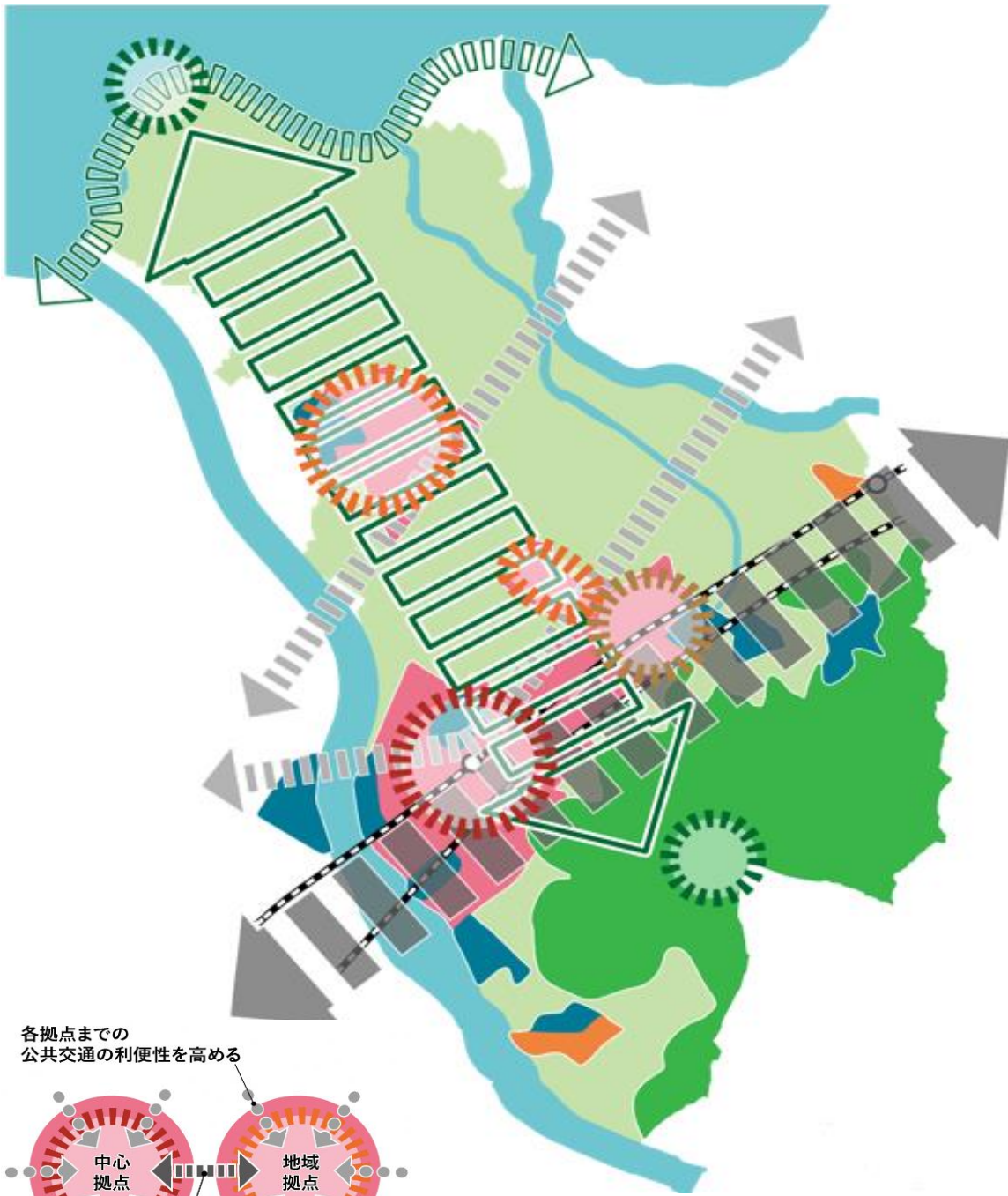
土地利用ゾーニング	
まちなか居住ゾーン	中心拠点、地域拠点及びその周辺に位置し、生活サービス施設を利用しやすいまとまった居住地域で、本計画の長期目標における居住誘導区域となるゾーン
一般居住ゾーン	郊外の近江富士団地や篠原駅周辺の居住地域で、本計画の長期目標における住居系市街化区域となるゾーン
工業ゾーン	大規模工場・工業団地が立地する地域
田園集落ゾーン	郊外に広がる農地および集落地で、本計画の長期目標における市街化調整区域の農地と集落地となるゾーン
自然環境ゾーン	三上山を中心とした森林と、琵琶湖沿岸、野洲川・日野川・家棟川等の水辺空間

都市骨格	
広域連携軸	JR琵琶湖線、国道8号を中心とする「広域連携軸」の充実
都市間連携軸	周辺市町との連携強化に向けた「都市間連携軸」の充実

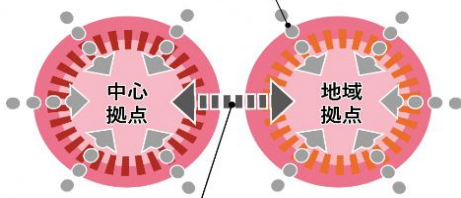
暮らしの拠点とネットワーク	
中心拠点	JR野洲駅周辺
地域拠点	北部合同庁舎周辺、総合体育館周辺
地域拠点	新たな拠点(祇王地域)
暮らしのネットワーク	各地域拠点から中心拠点へのアクセス性の向上 各集落から近傍の拠点までの公共交通ネットワークの充実

交流の拠点とネットワーク	
自然環境交流拠点	ビワコマイアミランド・琵琶湖湖岸緑地周辺 滋賀県希望が丘文化公園周辺
中心拠点	JR野洲駅周辺
交流連携軸	上記の各拠点間を有機的にネットワークする「交流連携軸」




【将来都市構造図】



各拠点までの公共交通の利便性を高める



中心拠点までの円滑な道路アクセスと公共交通による利便性の向上

-  中心拠点 (JR野洲駅周辺)
-  地域拠点 (北部合同庁舎周辺・総合体育館周辺)
-  地域拠点 (新たな拠点)
-  自然環境交流拠点

-  まちなか居住ゾーン
-  一般居住ゾーン
-  工業ゾーン
-  田園集落ゾーン
-  自然環境ゾーン

-  広域連携軸
-  都市間連携軸
-  交流連携軸
-  暮らしのネットワーク
-  鉄道・駅

3. 都市計画区域の沿革

- ・ 昭和35年7月4日 旧都市計画法による都市計画区域に指定(旧野洲町全域)
- ・ 昭和36年6月6日 旧都市計画法による都市計画区域に指定(旧中主町全域)
- ・ 昭和43年6月15日 都市計画法(昭和43年法律第100号)施行
- ・ 昭和45年4月22日 大津湖南都市計画区域の決定(旧野洲町・旧中主町全域)
- ・ 昭和45年7月15日 大津湖南都市計画 区域区分・用途区分・用途地域決定
- ・ 昭和47年6月20日 大津湖南都市計画 用途地域決定
- ・ 昭和49年11月8日 大津湖南都市計画 用途地域変更(旧野洲町)
- ・ 昭和52年12月23日 大津湖南都市計画 区域区分等変更(第1回)
- ・ 昭和59年12月28日 大津湖南都市計画 区域区分等変更(第2回)
- ・ 昭和62年7月8日 大津湖南都市計画 用途地域変更(旧野洲町)
- ・ 平成6年10月21日 大津湖南都市計画 区域区分等変更(第3回)
- ・ 平成7年7月 野洲町都市計画マスタープランの策定
- ・ 平成8年3月 中主町都市計画マスタープランの策定
- ・ 平成8年6月5日 大津湖南都市計画 用途地域決定(旧中主町)
- ・ 平成8年6月11日 大津湖南都市計画 用途地域決定(旧野洲町)
- ・ 平成11年3月 野洲町都市計画マスタープランの策定
- ・ 平成13年6月22日 大津湖南都市計画 用途地域変更(旧中主町)
- ・ 平成14年4月30日 大津湖南都市計画 区域区分等変更(第4回)
- ・ 平成16年10月1日 旧野洲町・旧中主町合併により野洲市誕生
- ・ 平成17年3月14日 大津湖南都市計画 用途地域決定(野洲市)
- ・ 平成18年12月27日 大津湖南都市計画 用途地域決定(野洲市)
- ・ 平成19年3月 野洲市都市計画マスタープランの策定
- ・ 平成23年2月1日 守山市との行政界確定による面積の変更
- ・ 平成24年3月28日 大津湖南都市計画 区域区分等変更(第5回)
- ・ 平成24年11月2日 大津湖南都市計画 用途地域変更
- ・ 平成25年4月 野洲市都市計画マスタープランの改定
- ・ 平成26年10月1日 面積調における計測方法の変更
- ・ 平成28年11月25日 大津湖南都市計画 区域区分等変更(随時)
- ・ 平成29年3月 野洲市立地適正化計画の策定
- ・ 平成30年6月 野洲市立地適正化計画の改訂
- ・ 令和3年3月30日 大津湖南都市計画 区域区分等変更(第6回)
- ・ 令和3年7月 野洲市都市計画マスタープランの改訂
野洲市立地適正化計画の改訂
- ・ 令和6年3月 野洲市都市計画マスタープランの一部改訂
野洲市立地適正化計画の一部改訂

4. 用途地域

(令和6年3月31日現在 単位:ha)

	市街化区域	第1種低層住居専用地域	第1種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域	合計(都市計画区域)
建ぺい率(%)		50	60	60	60	60	60	60	80	80	80	60	60	60		
容積率(%)		80	100	200	200	200	200	200	200	300	400	200	200	200		
旧野洲町	651.5	14.8	38.6	97.5	118.7	59.1	15.5	5.7	31.6	1.2	13.8	44.6	155.9	54.5	3,399.5	4,051.0
	旧中主町	98.2		4.1	50.1	3.4			10.0				30.6		1,995.8	2,094.0
野洲市 合併時	749.7	14.8	38.6	101.6	168.8	62.5	15.5	5.7	41.6	1.2	13.8	44.6	186.5	54.5	5,395.3	6,145.0
変更等経過 (増減)	H17.3.14	0.0		-1.6		-0.2		-0.3	2.6			-0.5			0.0	0.0
	H18.12.27	0.0							-2.1		2.1				0.0	0.0
	H23.2.1	0.0													-92.0	-92.0
	H24.3.28	17.5	0.1				1.7		15.7						-17.5	0.0
	H24.11.2	0.0	-3.2				3.2								0.0	0.0
	H26.10.1														-4.6	-4.6
	H28.11.25	7.6											7.6		0.0	7.6
	R3.3.30	21.6			6.7	7.5				4.8			2.6		-21.6	0.0
	R4.7.1														1.0	1.0
野洲市 現在	796.4	11.7	38.6	106.7	176.3	65.5	17.2	5.4	62.6	1.2	15.9	46.7	194.1	54.5	5,260.6	6,057.0

5. 都市計画決定の状況

(1) 都市計画道路の決定状況および整備状況(路線別)

(R6年3月31日現在 単位:m)

名称		位置		計画決定			整備状況		
番号	路線名	起点	終点	延長(m)	巾員(m) [車線数]	年月日	改良済 延長	概成済 延長	計
(幹線街路:滋賀県決定)									
3・2・3	大津湖南幹線	大津市丸の内町	野洲市比留田	約 18,220	31[4]	(S47.6.20) H31.3.29	10,681	1,100	11,781
3・2・6	野洲栗東線	野洲市小篠原字小女六	栗東市手原七丁目	約 5,220	40[6]	(H12.5.26) H14.8.30	280	—	280
3・3・15	野洲川幹線	守山市今浜町字北川	栗東市上砥山字正可前	約 15,510	24[4]	(S35.9.26) H24.9.28	1,790	—	1,790
3・4・31	出庭大篠原線	栗東市出庭字下天白	野洲市入町字出丁	約 9,300	16[2]	(S36.2.14) H12.5.26	—	9,220	9,220
3・4・93	今市出庭線	守山市今市町字クダラギ	栗東市辻字比江田	約 5,260	20[2]	(S34.9.3) H12.5.26	1,290	1,460	2,750
3・4・99	六条野洲線	野洲市六条字十王堂	野洲市大篠原字出口	約 5,540	20[2]	(S47.6.20) H11.11.15	5,500	—	5,500
3・5・701	野洲川日野川線	野洲市野洲字八反田	野洲市小南字仁保橋	約 7,920	12[2]	(S36.2.14) H12.1.19	7,780	140	7,920
3・5・703	野洲南桜線	野洲市野洲字苦菜島	野洲市南桜字柳原	約 5,170	12[2]	(S36.2.14) H12.5.26	3,288	1,552	4,840
3・5・705	小篠原三宅線	野洲市小篠原字下伝	野洲市市三宅字西太田	約 2,650	12[2]	(S36.2.14) H12.1.19	2,250	100	2,350
(幹線街路:旧野洲町決定)									
3・4・97	野洲駅北口線	守山市川田町字南林	野洲市小篠原字林	約 1,600	16[2]	(S47.6.20) H11.11.15	650	—	650
3・4・98	野洲停車場線	野洲市小篠原字向半田	野洲市小篠原字山の下	約 840	16[2]	(S36.2.14) H11.11.15	840	—	840
3・5・702	野洲中央線	野洲市野洲字木ノ座	野洲市小篠原字水ケ本	約 2,100	12[2]	(S36.2.14) H12.1.19	2,100	—	2,100
3・5・704	市三宅妙光寺線	野洲市市三宅字足ノ堂	野洲市妙光寺	約 1,380	13[2]	(S36.2.14) H22.7.7	1,380	—	1,380
3・5・706	小篠原上屋線	野洲市小篠原字水ケ本	野洲市上屋字高井狩	約 2,430	12[2]	(S47.6.20) H12.1.19	2,430	—	2,430
3・5・707	南桜永原線	野洲市南桜字野洲川原	野洲市富波甲字五三条	約 8,000	12[2]	(S36.2.14) H12.1.19	3,350	2,400	5,750
(幹線街路:旧中主町決定)									
3・4・38	乙窪比留田線	野洲市乙窪字今井	野洲市西河原字薄窪	約 1,510	18[2]	(S47.6.20) H11.11.15	1,510	—	1,510
3・5・601	比江六条線	野洲市比江字西広佐	野洲市六条	約 3,300	12[2]	(S47.6.20) H22.7.7	1,800	1,500	3,300
3・5・602	小比江童子川線	野洲市小比江字八反田	野洲市八夫字童子川	約 1,500	12[2]	(S47.6.20) H27.5.1	—	1,500	1,500
3・5・603	吉地西河原線	野洲市吉地字中ノ等	野洲市西河原字堂ノ後	約 470	12[2]	(S53.1.25) H12.1.19	470	—	470
(区画街路:旧中主町決定)									
7・6・601	西河原線	野洲市西河原字門丸戸	野洲市西河原字堂ノ内	約 430	9[2]	(S60.11.19) H12.1.19	430	—	430

注意事項) 巾員は代表幅員

計画決定の年月日欄で()書きは当初決定、その他は最終決定

路線番号下に下線が引かれているものは、交通広場または駅前広場が計画決定されている。

(2) 交通広場の決定状況

(旧野洲町)

(R6年3月31日現在 単位:m²)

駅名	鉄道名	面積		計画決定 年月日	付帯街路名	摘要
		計画	供用			
野洲駅	JR東海道本線	3,500	3,500	S48.7.2	3・4・98 野洲停車場線	駅前広場として決定

(3) 都市計画公園の決定状況および整備状況

(R6年6月28日現在 単位:ha)

名称		位置	計画決定		供用		備考
番号	公園名		年月日	面積	年月日	面積	
(総合公園:滋賀県決定)							
5・7・7	野洲公園	野洲市辻町、大篠原、小篠原地内	S47.6.20	72.5	—	—	
(街区公園:旧中主町決定)							
2・2・601	中央児童公園	野洲市吉地地内	S59.11.12	0.58	S62.4.1	0.58	
(近隣公園:旧中主町決定)							
3・3・26	西河原公園	野洲市西河原地内	S47.6.20	1.2	S47.6.20	1.2	
3・3・109	乙窪公園	野洲市乙窪地内	S47.6.20	3.7	—	—	
(街区公園:旧野洲町決定)							
2・2・701	御上公園	野洲市三上地内	(S45.9.1) S47.6.20	0.07	S46.3.31	0.07	
2・2・702	和田公園	野洲市小篠原地内	(S45.9.1) R6.6.28	0.11	S46.3.31	0.08	R6.6.28変更時に区域面積拡大(0.03ha)
2・2・703	新上屋公園	野洲市上屋地内	(S46.6.10) S47.6.20	0.10	S47.3.31	0.10	
2・2・704	小南公園	野洲市小南地内	(S46.12.23) S47.6.20	0.10	S47.3.31	0.10	
2・2・706	野洲東町公園	野洲市野洲地内	S48.7.2	0.10	S49.3.31	0.10	
2・2・707	富波甲児童公園	野洲市富波甲地内	S48.12.17	0.10	S50.3.31	0.10	
2・2・708	永原第一公園	野洲市永原地内	S51.9.6	0.08	S53.4.1	0.08	
2・2・709	永原第二公園	野洲市永原地内	S51.9.6	0.06	S53.12.1	0.06	
2・2・710	中央公園	野洲市吉地地内	R6.6.28	0.36	H12.4.1	0.36	H12.4.1都市公園法の規定に基づく公告により供用済
(近隣公園:旧野洲町決定)							
3・3・24	小篠原公園	野洲市小篠原地内	S47.6.20	1.9	—	—	
3・4・25	大篠原公園	野洲市大篠原地内	S47.6.20	6.4	—	—	

注意事項) 計画決定の年月日欄で()書きは当初決定、その他は最終決定

(4) 都市計画緑地の決定状況および整備状況

(R6年3月31日現在 単位:ha)

名称		位置	面積	計画決定		備考
番号	緑地名			年月日		
(滋賀県決定)						
19	野洲川緑地	野洲市南桜、三上、野洲、竹生、市三宅、湖南市石部、三雲、吉永、夏見、針、平松、柑子袋、朝国、岩根、正福寺、栗東市伊勢落、林、辻、出庭、守山市立入町、吉身町、川田町、笠原町、新庄町、服部町、幸津川町、小浜町地先	(約25.1) 約771.5	(S47.6.20) H21.3.2		野洲市 14.8ha/168.6ha 湖南市 14.56ha/298.2ha 栗東市 34.5ha/64.8ha 守山市 16.17ha/239.9ha
20	家棟川緑地	野洲市辻町、小堤、上屋、大篠原、小南、高木、北、安治、野田、比留田、虫生地内	約45.2	S47.6.20		
24	琵琶湖湖岸(守山・中主)緑地	野洲市吉川、守山市今浜町、幸津川町、小浜町地内	約16.6	S54.10.29		野洲市 1.76ha/6.8ha 守山市 7.7ha/9.8ha
31	吉川緑地	野洲市吉川	約20.0	H12.5.26		15.99ha供用
(旧野洲町決定)						
28	さくら緑地	野洲市南桜	約2.1	S62.5.13		事業認可 S63.9.30 供用開始 H11.5.11 2.1ha供用
701	下の川原緑地	野洲市三上地内	約0.4	S47.6.20		
702	下の新田緑地	野洲市三上地内	約0.5	S47.6.20		

注意事項) ()書きは当初、その他は最終

(5) 都市計画墓園の決定状況および整備状況

(R6年3月31日現在 単位:ha)

名称		位置	計画決定	計画面積	供用面積	備考
番号	緑地名					
(旧野洲町決定)						
1	さくら墓園	野洲市南桜、北桜	S62.3.24	4.1	4.1	事業認可 S62.7.10 供用開始(最終) H11.5.1

(6) その他都市施設の決定状況および整備状況

(R6年3月31日現在 単位:ha)

施行者	施設名称	位置	計画決定		供用面積	処理能力ki/日	
			年月日	面積		計画	供用
(汚物処理場:旧野洲町・旧中主町・草津市・大津市・守山市・栗東市決定)							
湖南衛生プラント組合	湖南衛生プラント汚物処理場	草津市集町、新堂町	(S47.10.27) S57.8.5	2.3	2.3	242	242
(ごみ焼却場:旧野洲町・旧中主町決定)							
野洲市	野洲郡行政事務組合ごみ焼却場(廃止)	野洲市大篠原	(S55.3.10) H30.5.1	1.1	—	90	—
(ごみ処理場:野洲市決定)							
野洲市	新野洲クリーンセンター	野洲市大篠原	(H25.10.30) H30.5.1	3.2	3.2	43	43
(火葬場:旧野洲町・旧中主町・守山市決定)							
守山市野洲郡行政事務組合	守山市野洲郡行政事務組合火葬場	守山市川田町字柳島	H9.9.1	1.84	1.68	火葬炉4基	火葬炉4基

(7) 都市計画学校の決定状況および整備状況

(R6年3月31日現在 単位:m²)

名 称		位 置	面 積	計 画 決 定 年 月 日	備 考
番 号	学 校 名				
(野洲市決定)					
2	中主小学校	野洲市西河原	約22,800m ²	R5.9.15	※計画決定以前に供用済
3	野洲小学校	野洲市小篠原	約17,000m ²	R5.9.15	※計画決定以前に供用済
4	三上小学校	野洲市三上	約19,100m ²	R5.9.15	※計画決定以前に供用済
5	祇王小学校	野洲市上屋	約19,800m ²	R5.9.15	※計画決定以前に供用済
6	篠原小学校	野洲市大篠原	約20,100m ²	R5.9.15	※計画決定以前に供用済
7	北野小学校	野洲市市三宅	約27,800m ²	R5.9.15	※計画決定以前に供用済
8	中主中学校	野洲市六条	約17,700m ²	R5.9.15	※計画決定以前に供用済
9	野洲中学校	野洲市小篠原	約34,200m ²	R5.9.15	※計画決定以前に供用済
10	野洲北中学校	野洲市永原	約37,600m ²	R5.9.15	※計画決定以前に供用済

注意事項) ()書きは当初、その他は最終

(8) 地区計画の決定状況

(R6年3月31日現在 単位:ha)

地区計画名	地区計画 面積	地区整備 計画面積	最終計画 決定年月日	地区整備計画		建築条 例適用
				地区施設	建築物等	
(旧中主町決定)						
「ホープタウン錦の里」	約4.3	約4.3	H30.5.1	○	○	—
(旧野洲町決定)						
小篠原井関地区(再)	約3.2	約3.2	H10.9.21	○	○	—
大篠原地区	約5.6	約5.6	H30.4.1	—	○	—
(野洲市決定)						
野洲駅南口西地区	約2.1	約2.1	H18.12.27	—	○	—
「細流の郷」	約1.8	約1.8	H20.9.29	○	○	○
「野洲リバーサイドタウン」(調)	約12.6	約12.6	H23.1.11	○	○	○
「市三宅・行畑・野洲地区」	約17.4	約17.4	H24.3.28	—	○	○
三上小中小路工業団地	約6.6	約6.6	H30.4.1	○	○	—
「小篠原台」	約8.0	約8.0	H30.9.14	○	○	○
「篠原駅前」	約0.9	約0.9	H31.3.12	○	○	○
「西河原字上ダイ地区」	約1.4	約1.4	R2.1.10	○	○	○
西河原天王前	約3.9	約3.9	R3.3.30	—	○	—
三上妙光寺	約4.8	約4.8	R3.3.30	—	○	—

注意事項) 名称の後の(再)は再開発促進区、(調)は市街化調整区域

(9) 風致地区の指定状況

(R6年3月31日現在)

都市計画区域名	市町名	風致地区名	指定面積
大津湖南	野洲市	三上	766.7 ha

(10) 土地区画整理事業の施行状況

(R6年3月31日現在)

地区名	施行者	面積 (ha)	総事業費 (千円)	公共減歩 (%)	合算減歩 (%)	施行期間 (年度)	都市計画 決定告示 (年月日)	事業計画 決定公告 (年月日)	換地処分 公告 (年月日)
(公共団体施行：施行済)									
吉地西河原	市	36.0	1,373,527	17.94	22.31	S54～H2	S53.1.18	S54.9.12	H1.7.28
(組合施行：施行済)									
市三宅	組合	11.5	904,018	12.35	18.16	H1～H8	—	H1.8.2	H7.11.24
小篠原東部	組合	5.8	826,546	18.57	32.14	H4～H10	—	H5.2.22	H10.2.6
桜生	組合	4.7	611,895	22.35	33.59	H12～19	—	H12.9.8	H19.10.5
中畑・小篠原	組合	9.0	1,779,207	21.58	29.52	H13～H22	—	H14.3.27	H21.10.23
市三宅東部	組合	3.2	504,047	18.48	33.95	H22～H31	—	H22.5.12	H27.9.11
(個人施行：施行済)									
比江	興和産業	3.2	—	23.75	23.75	S45～S46	—	S45.6.25	S46.8.17

注) 施行済は、公共団体施行は換地処分公告済、組合施行は組合解散認可済、
個人施行は終了認可済の地区とする。

6. 景観まちづくり

美しい景観は、かけがえのない市民共有の財産です。これらの景観を守り、育て、次世代へと引き継いでいくことは、私たちの使命であります。私たち一人ひとりがふるさと野洲への愛着と誇りを持ち、「住みたい、住んで良い、住み続けたいまち」をめざし、市民・事業者・公共の協働により、野洲市景観形成方針に基づき、景観法に基づく景観計画をはじめとする他制度も含めた、総合的・一体的な景観まちづくりを進めていきます。
(野洲市景観形成方針より)

(1) 景観計画等にかかる経緯

- 平成23年 9月 野洲市景観形成方針を策定
- 平成24年 4月 1日 野洲市景観条例の一部施行
- 平成24年 6月 1日 景観法に基づく景観行政団体に移行
野洲市景観条例の全部施行
- 平成24年10月31日 野洲市景観計画の策定
- 平成24年12月20日 野洲市景観計画の施行
- 令和 4年10月 1日 野洲市景観計画の改訂
- 令和 5年 1月 1日 野洲市景観計画(改訂版)の施行

(2) 景観の将来像

『おおぞらのまち野洲 つながるふるさとの景観』

～山から琵琶湖へ 先人から私たちそして次世代へ～

(3) 景観計画区域等

野洲市全域を景観法第8条第2項第1号の景観計画区域としています。

【区 分】

重点地区 良好な景観の形成を図るため、特に必要があると認める区域	野洲駅南地区
	琵琶湖景観形成地区
	琵琶湖景観形成特別地区
	沿道景観形成地区(大津能登川長浜線(旧道含む))
一般地区 広域を対象に大規模建築物等について景観形成を行う区域	重点地区を除く野洲市全域

(4) 野洲市屋外広告物条例について

野洲市では、良好な景観を形成し、又は公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法の規定に基づき、野洲市屋外広告物条例を平成26年6月30日に制定し、同年8月1日施行しました。条例は、野洲市景観形成方針を踏まえ市独自のまちなみを創出し魅力ある良好な景観の誘導を図るため、広がりのある良好な景観の形成と自然豊かな景観の保全に向けた規制となっています。

屋外広告物に対する規制基準にご理解とご協力をいただき、市民や事業者の皆さんと共に協働による景観まちづくりを進めていくこととします。

(野洲市屋外広告物条例のあらましより)